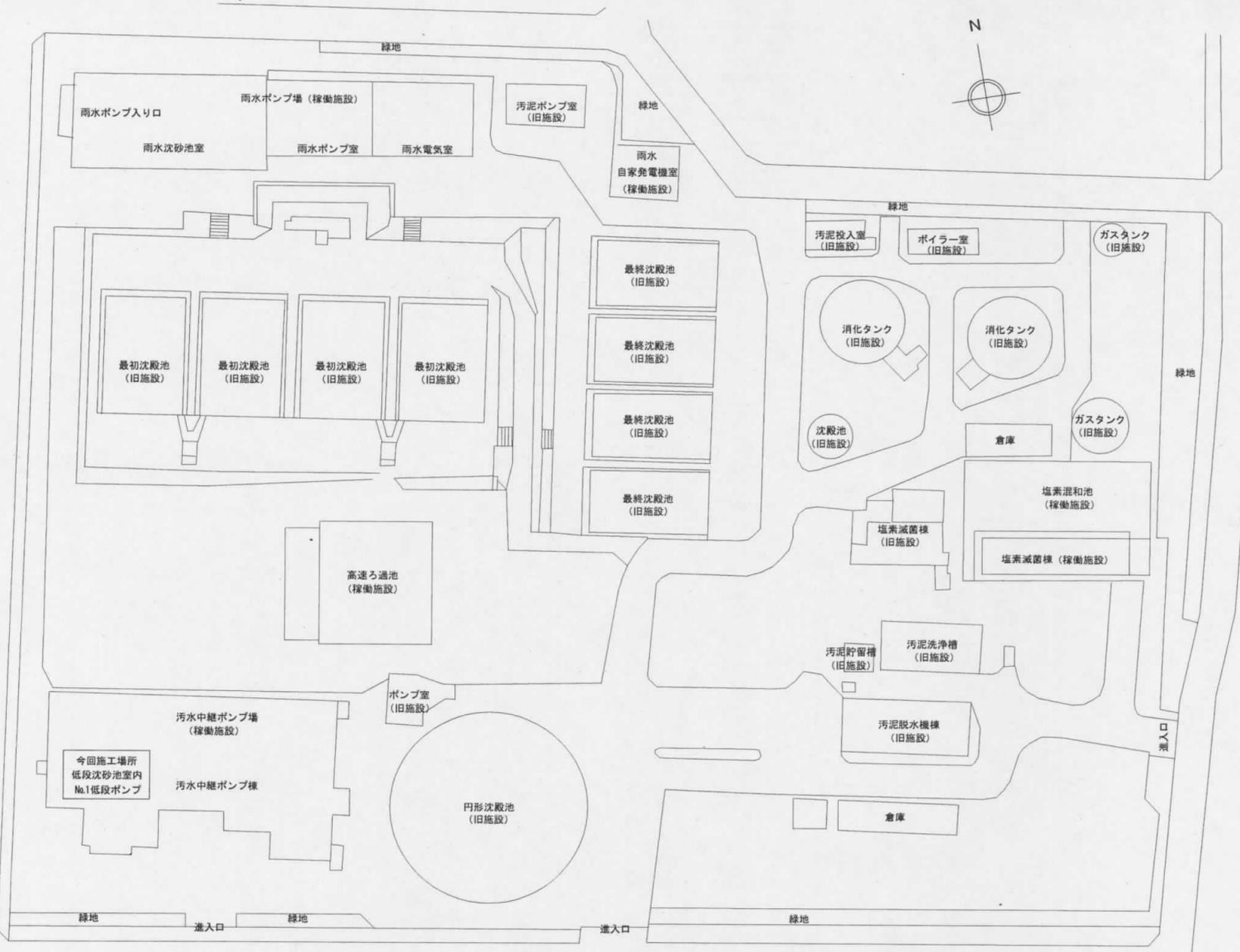


令和5年度

住吉中継ポンプ場No. 1 低段ポンプ更新工事

番号	図面名	番号	図面名
1	平面配置図		
2	特記仕様書		
3	地下2階平面図		
4	機器設置断面図		
5	ポンプ外形図		
6	ポンプ断面図		

甲府市上下水道局

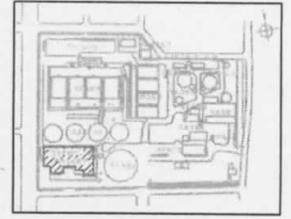
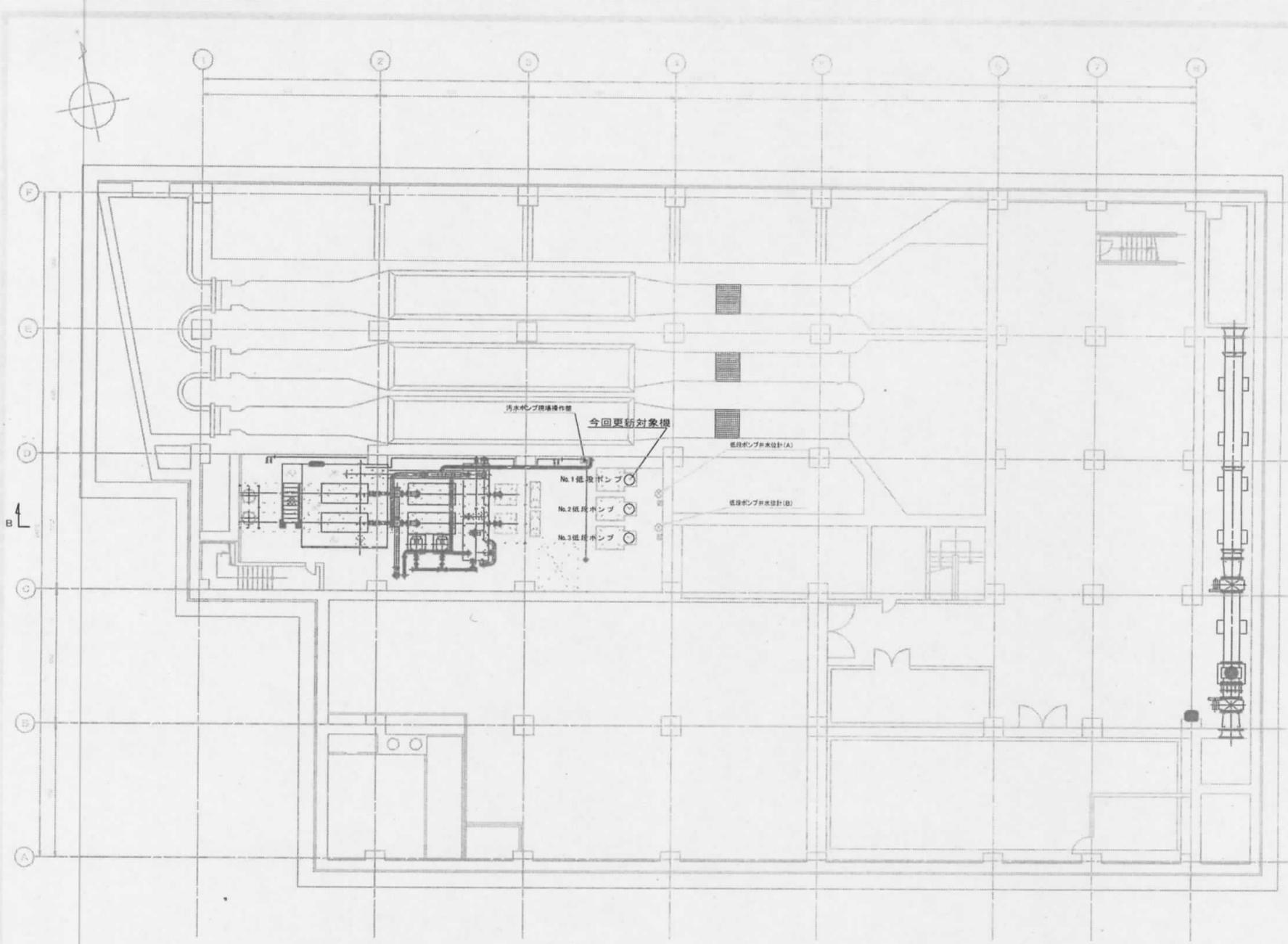


住吉中継ポンプ場 平面配置図 S=NON

工事名	住吉中継ポンプ場No.1低段ポンプ更新工事			図面名	平面配置図		
	甲府市上下水道局 工務部下水道管理室浄化センター				縮尺	S=NON	図番

機 械 設 備 特 記 仕 様 書

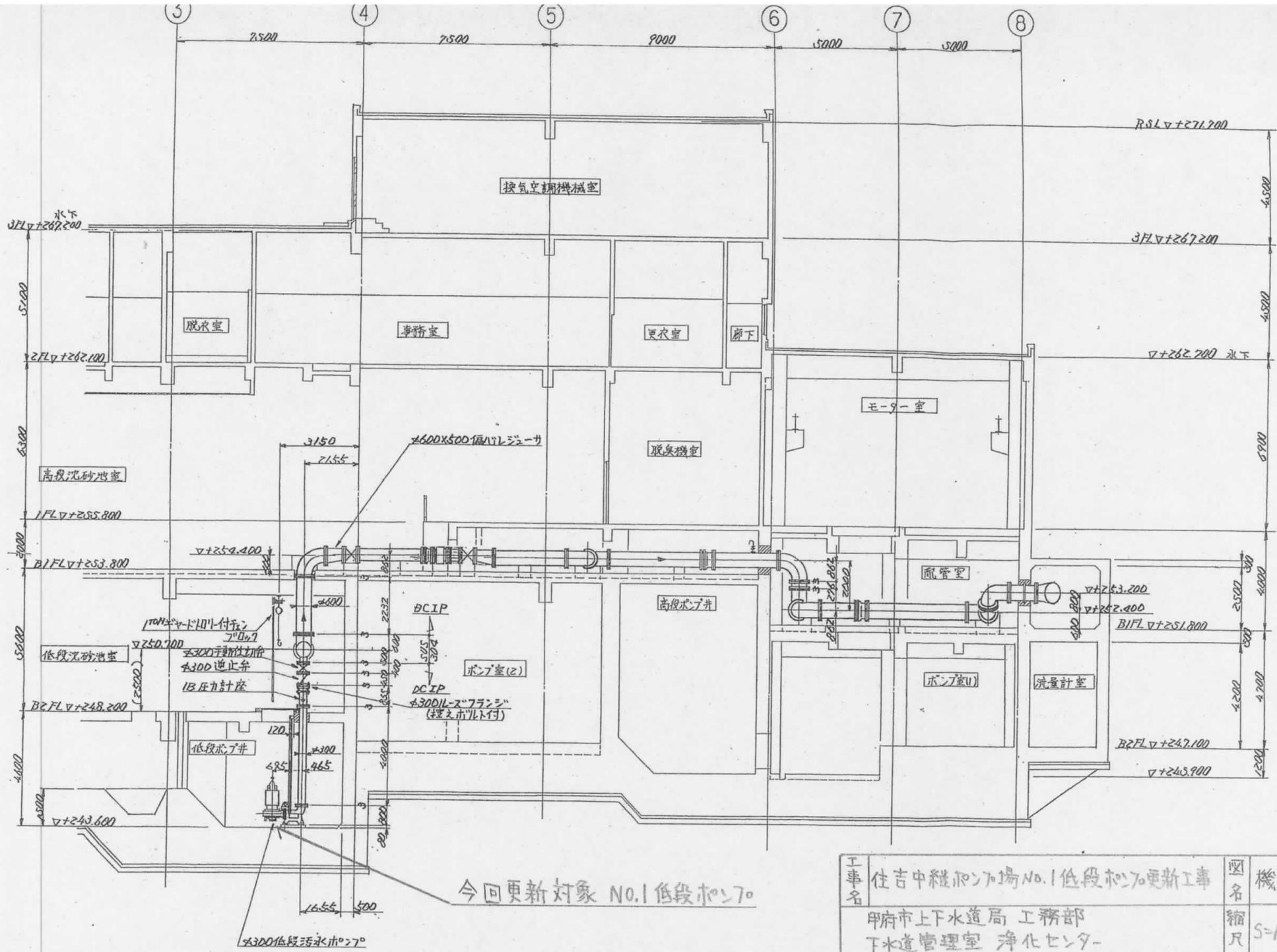
<p>工事名称 住吉中継ポンプ場№1低段ポンプ更新工事</p> <p>工事場所 山梨県甲府市住吉三丁目28-1 (住吉中継ポンプ場)</p> <p>工事範囲 設計図・工事契約書に依る。</p> <p>建物概要 RC流 地下3階建・地上3階建</p> <p>一般事項</p> <p>1 本工事は全て、図面・本仕様書及び共通仕様書(日本下水道事業団・国土交通大臣官庁官庁営繕部)に基づき(機械設備工事・下水道施設標準図土木建築建築設備)・同標準図最新版)諸官庁関係法規に準拠し施工する。</p> <p>2 本工事に於いて、図面・本仕様書に疑義が生じた場合やそれに明記なき場合でも、技術上・維持管理上当然必要なものは、係員と協議の上誠実に施工するものとする。ただしその費用は工事請負者の負担とする。</p> <p>3 本設計図は工事概要を示すものであるから、工事請負者は十分な理解の上、工事着工に先立ち標準仕様書等に基づき工程表、施工計画書、材料承認願、施工図等を提出し係員の承諾を得ること。</p> <p>4 本工事において、契約後10日以内にコリンズ登録を行うこと。</p> <p>5 本工事に伴う関係諸官庁等への申請及び手続きは遅滞なく行うこと。ただしその費用は工事請負者の負担とする。</p> <p>6 本工事請負者は工期内に工事を完成させ、同時に完成書類一式を提出し、検査を受けなければならない。書類内容、部数等詳細は市監督員の指示に従うこと。</p> <p>7 本工事請負者は工事完成引き渡し後も施工方法、機器類の不良等に起因する事故に対しては責任を持って修復しなければならない。なお、その費用は工事請負者の負担とする。</p> <p>8 工事写真・施工図・竣工図は電子納品も提出する。(但し完成図書の写真はダイジェスト版を添付のこと)また、工事完成後、完成図書を工事請負者負担で作成し、速やかに提出すること。</p>	<p>12 解体・ハツリ等の音が発生する作業については、近隣住民の迷惑にならないように行うこと。</p> <p>13 製作又は施工上必要な図面(施工図・製作図等)は、工事請負者において作成し、市監督員の承諾を受けること。</p> <p>14 工事完成後、完成図書・完成書類は工事請負者の負担で作成し、速やかに提出すること。</p> <p>15 作業は、施設、機器等に十分注意すること。万一破損や汚損をした場合は、工事請負者の負担で原状復旧すること。</p> <p>16 作業については、遅延に支障が出ないようポンプ場関係者との調整を精密に図ること。</p> <p>17 機器取外後の開口部等には落下防止用の養生等を必ず行うこと。</p> <p>18 工事終了後の清掃は必ず実施し、市監督員及び市施設担当職員、施設運転管理者等に清掃後の確認を得ること。</p> <p>19 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。</p>	<p>工事写真の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子媒体により納品すること。・納品時には、正副1部ずつを納品すること。 ・使用する媒体は、CD-Rとする。ただし、やむを得ない理由がある場合に限り、DVD-Rの使用も可とする。 ・電子媒体に対して必ずウイルスチェックを行うこと。 (ウイルス対策ソフトは特に指定しないが、最新のウイルスも検出できるように最新のデータに更新したものを利用すること。) ・工事写真のデータ(施工前・施工中等)は必ず頻りにバックアップしデータの喪失をしない。また、喪失したデータは必ず復元しすべて提出するものとする。それにかかる費用は請負者負担とする。 ・電子媒体には以下の情報を明記すること。 <ul style="list-style-type: none"> A. 工事名称 B. 工事場所 C. 契約番号 D. 発注者担当部署名称 E. 請負者名称 F. 作成年月 G. 何枚目/総枚数 H. ウイルスチェックに関する情報 I. CD-Rフォーマット形式 J. 電子媒体の内容の原本性を証明するために、直接署名又は捺印を行う。 ・電子納品される写真データは、PDF形式、エクセル等で編集したもので、従来の印刷物写真と同様な確認ができるものとする。 ・写真データは、工種種別、撮影項目毎に分類し、工事の進捗に合わせて編集し、容易に確認できるファイル名フォルダ名を付して整理すること。 ・工事写真の検査は、電子データで検査することを原則とするが、印刷物または電子データと併用で検査することも可能とし、その範囲は受発注者との協議による。 ・検査に使用する機器の準備と操作は、受注者が行うことを原則とする。 ・やむを得ない理由により、電子納品できない場合は、受発注者との協議により、従来の印刷物による納品も可とする。 ・ここに定めなきことは、受発注者との協議により決定する。
<p>優先順位</p> <p>1 法令・政令・規則等の定め及び指導</p> <p>2 質問回答書</p> <p>3 特記仕様書</p> <p>4 設計図書</p> <p>工事項目</p> <p>1 機械器具設置工事</p> <p>2 ポンプ撤去・取替工事</p> <p>3 電気設備(電気接続)工事</p>	<p>準拠規格</p> <p>建築基準法</p> <p>労働安全衛生法</p> <p>日本工業規格</p> <p>下水道法</p> <p>下水道施設計画・設計指針と解説(日本下水道協会)</p> <p>下水道維持管理指針(日本下水道協会)</p> <p>その他関係法令・条例及び規則</p>	<p>下請け施工体系図の作成及び提出</p> <p>「甲府市暴力団排除条例の施行に伴う、公共工事からの暴力団排除」を目的として、受注者は、下請け者を用いる場合には、金額・工種の如何にかかわらず、発注者まで反映させ、「下請け施工体系図」を作成し、漏れ・誤謬が無いよう記載内容を十分確認の上、遅滞なく監督員へ提出するものとする。また、提出した「下請け施工体系図」の内容に変更が生じた場合は、その都度変更するものとし、遅滞なく監督員へ提出するものとする。なお、提出は打合せによるものとする。ただし、メールによる提出も可能なものとし、この場合は、後日、打合せ簿を提出するものとする。</p>
<p>準拠仕様書</p> <p>本特記仕様書に特に定めない事項については、次の仕様書等を準拠し監督員と協議の上その指示による。</p> <p>1 土木工事/建築工事/建築機械設備工事/機械設備工事一般仕様書：日本下水道事業団</p> <p>2 機械設備標準仕様書：日本下水道事業団</p> <p>3 公共建築工事標準仕様書(建築工事編・機械設備工事編)：国土交通省大臣官庁官庁営繕部</p> <p>4 建築・建築設備工事必携・機械設備工事必携(施工編)：日本下水道事業団</p> <p>5 下水道施設標準図(詳細)土木建築建築設備編：日本下水道事業団</p> <p>6 その他関係規格及び技術基準</p>	<p>再生資源利用計画(実施)書及び再生資源利用促進計画(実施)書の提出(請負金額100万円以上の工事)</p> <p>受注者は国土交通省のホームページから「建設リサイクル報告様式(計画書・実施書)(EXCEL 様式)」のバージョンをダウンロードし、作成出力した再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を出力し、1部(紙)を施工計画書に添付し監督員に提出するものとする。</p> <p>(以前より使用していたクラスを使用した様式での提出はH30センサに対応していないため不可)</p> <p>工事完了後は速やかに、当初入力した工事データを実績値に修正した再生資源利用実績書及び再生資源利用促進実施書を出力し、1部(紙)を完成書類に添付し、また、電子データを電子媒体(CD、DVD等)により監督員に提出するものとする。</p> <p>なお、入力した電子データは自社で1年間保管するものとする。</p> <p>※入力時の最新版を国土交通省のホームページからダウンロードして入手すること。</p> <p>URL http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/403project/403006/page_030601010redas10p.htm</p> <p>受注者は、法令等に基づき再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を工事現場の公衆が見やすい場所にかけなければならない。</p>	<p>№1低段ポンプ仕様</p> <p>ポンプ</p> <p>形式 水中渦巻斜流ポンプ(着脱装置付き)</p> <p>吐出口径 φ300</p> <p>吐出量 11.5m³/min</p> <p>揚程 11m</p> <p>電動機出力 37Kw</p> <p>周波数 50Hz</p> <p>電圧 400V</p> <p>電動機</p> <p>400V×72A×1500min-1×37Kw</p> <p>VVVF又はリアクトル始動</p> <p>ポンプ付属品</p> <p>動力用ケーブル 2PNCT 30mm² 丸形4芯 20m 1本</p> <p>動力用ケーブル 2PNCT 30mm² 丸形3芯 20m 1本</p> <p>保護用ケーブル(温度、浸水検知) 2PNCT 1.25mm² 丸形4芯 20m 1本</p> <p>吊上用チェーン SUS304 5m 1本</p> <p>隔膜式遠送計 φ100 (-1K、6K) 1個</p> <p>自動空気抜弁 AV0-3/4 1個</p>
<p>特記事項</p> <p>1 ポンプ場運営に支障が出ないよう、施設関係者等との調整を精密に図ること。</p> <p>2 工事着手及び工程管理については、別途市監督員及び施設関係者と十分に調整を図ること。</p> <p>3 工期内に随時検査(使用開始前検査)を受けようとする。</p> <p>4 工事施工に必要な官庁その他への手続きは、工事請負者の負担において遅滞なく早急に行うこと。</p> <p>5 本図中に無い工事内容等に於いては、支障なきよう工事請負者の負担で行うこと。</p> <p>6 敷地内外の工作物等には十分注意すること。万一破損した場合は、工事請負者の負担で原状復旧すること。</p> <p>7 仮設物等を設置するときは、市監督員及び市施設担当職員及び施設運転管理者と打合せのうえ、ポンプ場運転等に支障なく安全な場所に設置すること。</p> <p>8 工事請負者は、工事期間中近隣住民に迷惑を掛けるはならない。また、重車両等使用による道路の破損、公害防止条例による違反、及び火災の原因になるような事項に対しては、事前に対策を講じること。</p> <p>9 工事進捗につれて隠れる部分及び監督員の指示する場所については、その都度工事進捗状況をカラー写真で撮影すること。また、監督員の立会も随時求めること。</p> <p>10 技能士の活用を積極的に図ること。下請負員に技能士の氏名・資格証明を添付すること。</p> <p>1 建設機械等は低騒音型かつ排ガス対策型建設機械を使用すること。</p>	<p>工事カルテに関する特記仕様(請負金額500万円以上の工事)</p> <p>受注者は、工事実績情報サービス(CORINS)入力システム(財)日本建設情報総合センター)に基づき、受注・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認お願い」を作成し監督員の確認(機関印または監督員の記名・押印及び電子メールアドレスを記入)を受けたうえ、(財)日本建設情報総合センターに登録申請するとともに、「登録内容確認書」の写しを監督員に提出しなければならない。提出の期限は、以下のとおりとする。</p> <p>①受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内(土・日曜日及び祝日等を除く)とする。</p> <p>②完成時登録データの提出期限は、業務完成後10日以内とする。</p> <p>③業務履行中に、受注時登録データの内容のうち、「工期」または「現場代理人」または「監理・主任技術者」に変更があった場合は、変更があった日から10日以内(土・日曜日及び祝日等を除く)に変更データを登録申請しなければならない。工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。</p> <p>ただし、工事請負代金2,500万円を超えて変更する場合には変更時登録を行うものとする。</p> <p>④訂正時は、適宜登録機関に登録申請をしなければならない。</p>	



KEYPLAN

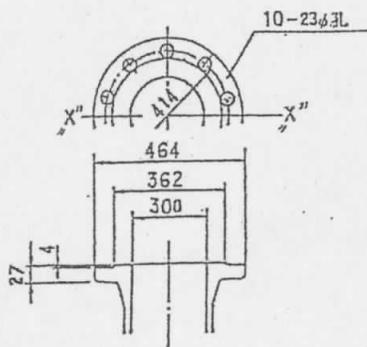
汚水中継ポンプ棟地下2階 低段沈砂池室平面図

工 事 名	住吉中継ポンプ場No.1 低段ポンプ更新工事		図 面 名	地下2 階平面図	
	甲府市上下水道局 工務部下水道管理室浄化センター			縮 尺	S=NON

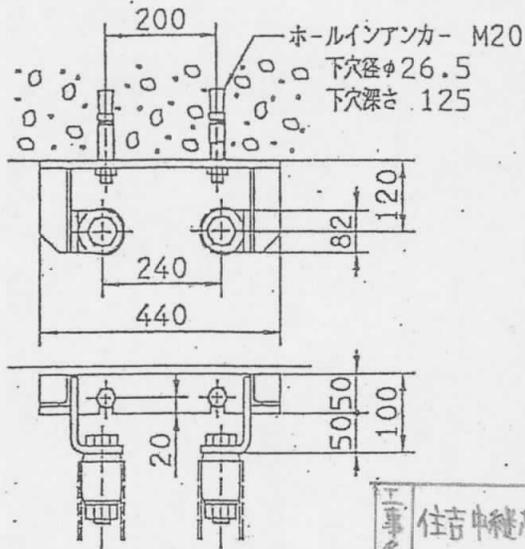


今回更新対象 No.1 低段ポンプ

工事名	住吉中継ポンプ場 No.1 低段ポンプ更新工事	図名	機器設置断面
縮尺	1/50	図番	4
甲府市上下水道局 工務部		下水道管理室 浄化センター	



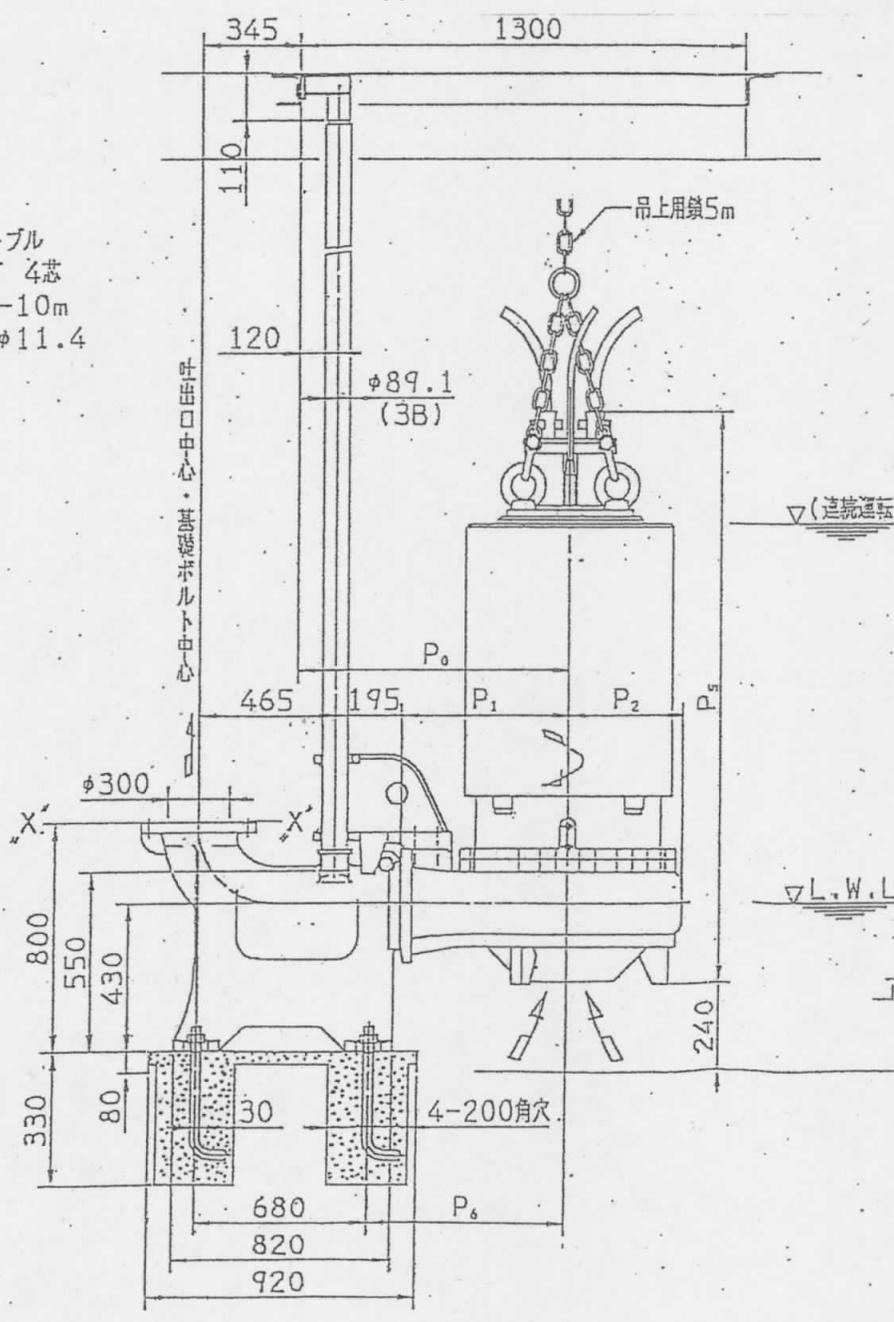
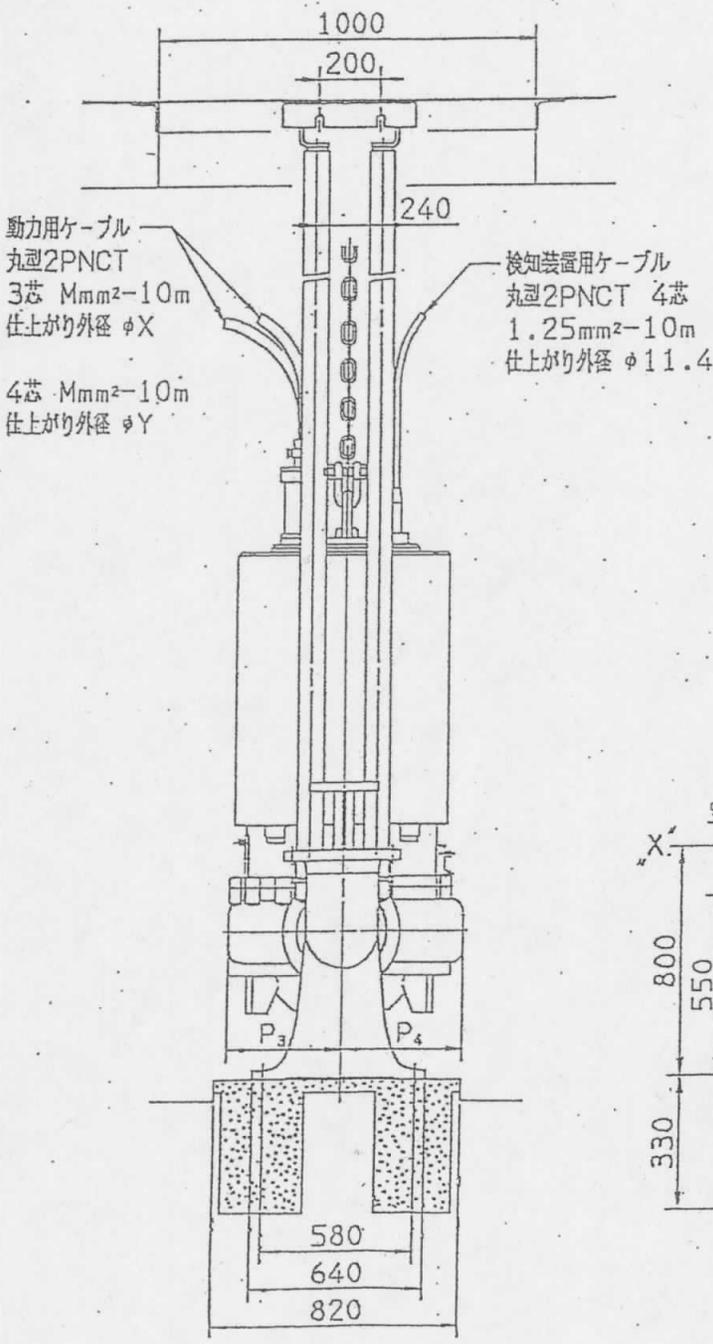
吐出フランジ寸法詳細
水道標準フランジ

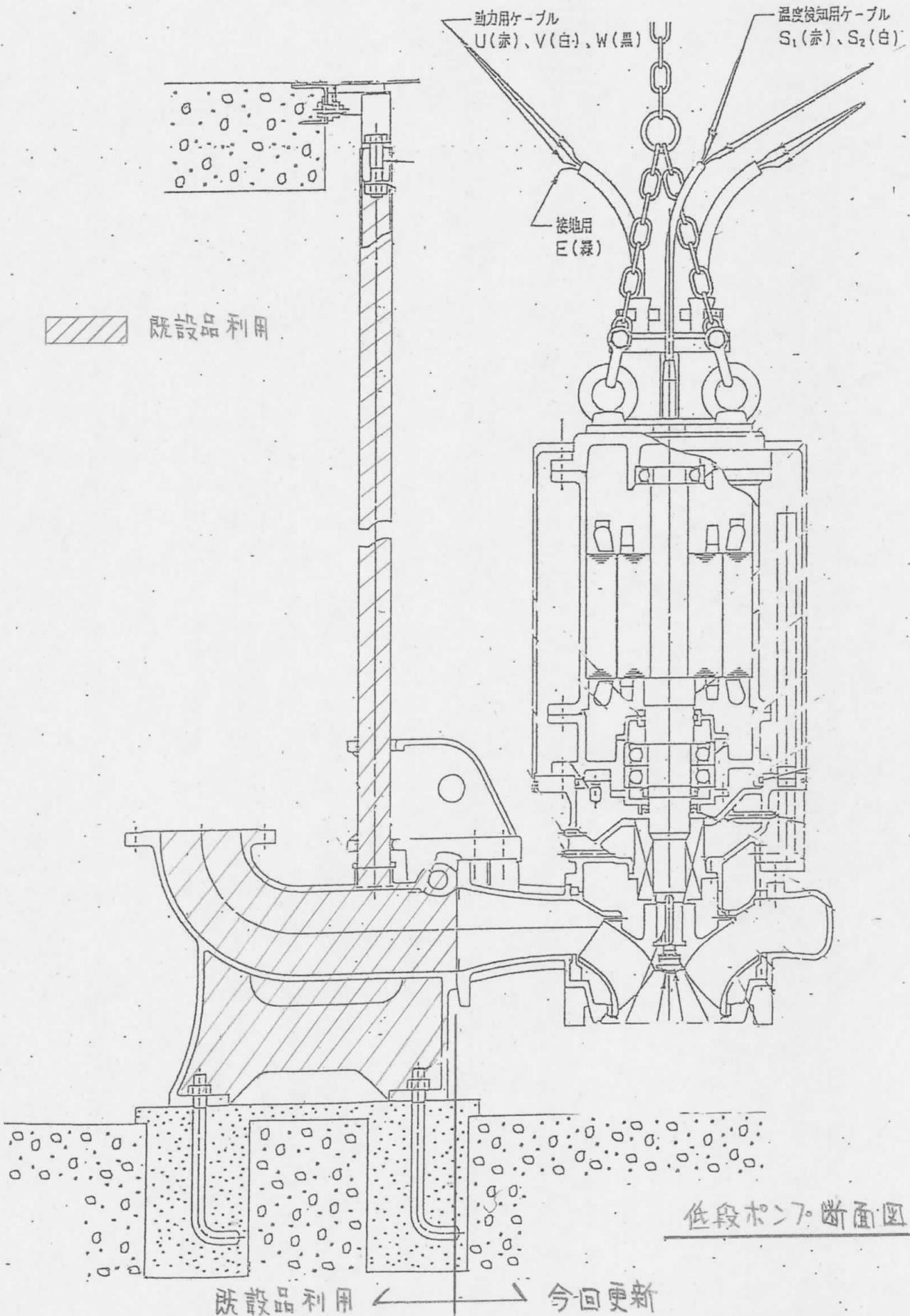


ガイドパイプ固定金具詳細図
(フロアフレームを使用しない時)

図名	ポンプ外形図	
縮尺	S=NoN	図番 5

工事名 住宅中継ポンプ場No.1低段ポンプ更新工事
甲府市上下水道局 工務部
下水道管理室 浄化センター





工事名	住吉中継ポンプ場No.1低段ポンプ更新工事	図名	ポンプ断面図
甲府市上下水道局 工務部 下水道管理室 浄化センター		縮尺	S=N \times N 図番 6